



平成 23 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 サンケン電気株式会社  
代表者名 代表取締役社長 飯島 貞利  
コード番号 6707 (東証 市場第一部)  
問合せ先 I R 室 長 高荷 英雄  
T E L (048) 487-6121

**会社の支配に関する基本方針及び  
当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ**

当社は、平成 20 年 5 月 9 日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）を決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社第 91 回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「旧対応方針」といいます。）の採用を決定いたしました。

旧対応方針については、その有効期間が平成 23 年 6 月 30 日までに開催される第 94 回定時株主総会の終結の時までとされているため、当社は、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の保護の観点から、延長の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。かかる検討の結果、本日開催の当社取締役会において、本基本方針を維持することを確認し、旧対応方針について一部説明の充実を図り株券電子化に伴う修正等を行ったうえで、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）として、平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 94 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本基本方針及び本対応方針の内容につきましては、別紙をご参照下さい。

本対応方針を決定した取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、いずれも本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針の採用に賛成する旨の意見を述べています。

当社第 94 回定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られた場合、本対応方針はかかる承認があった日より発効することとし、有効期限は平成 26 年 6 月 30 日までに開催される当社第 97 回定時株主総会の終結の時となります。

なお、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診、申入れ等はございません。

以 上

## 別紙

### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社の歴史は、戦後間もない昭和 21 年、未だ創成期にあった半導体の研究開発を進め、その技術を用いた電源製品の製造を開始したことに始まります。これ以降、当社はわが国における半導体専業メーカーの草分けとしての道を歩み、家電・OA・自動車から産業機器まで、技術革新によるエレクトロニクス製品の絶え間ない進化を根底で支えてまいりました。

特定の資本系列に属さない当社は、永きに亘る世界中のステークホルダーとの信頼関係が重要な経営資源であると認識しております。こうした関係の中で培った有形無形の財産は、当社の強みであると同時にブランドを支えるものであり、まさに当社の企業価値の源泉であると考えております。

現在当社では、パワーエレクトロニクスとオプティカルデバイスの事業領域で、お客様の多様なニーズに合った高品質な製品の提供を基本とし、コアビジネスである半導体デバイスを中心に、売上規模の拡大と競争力向上に注力しております。また当社は、“パワーを変換し、安定させ、光に変える”という一連の事業を保有しており、様々な製品領域において、お客様にトータルソリューションを提供することが可能です。中長期的視点から見た場合、トータルソリューションを強化することが、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上のために不可欠であり、これを実現するために必要な技術の広範さが、当社から容易に失われるようなことがあってはならないと考えております。

当社は、これまで培ってまいりました実績とノウハウを基盤に、より一層の創造性と先進性あふれる製品を社会に供給し、挑戦し続ける企業でありたいと考えております。今後もより確かな存在感を示す企業であり続け、パワーエレクトロニクスのイノベーターとして歩みを進めてまいる所存であります。

#### 2. 基本方針の内容について

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。さらに、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、それなくしては将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえないません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

## **II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み**

### **1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み**

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社株主共同の利益に資するための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

#### **(1) 会社の経営の基本方針**

当社は、当社グループが目指すべき方向性を明確にするため、平成15年4月に経営理念を制定しております。この理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境との調和に対する着実な対応を通じて、会社の価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。

#### **(2) 中長期的な会社の経営戦略**

当社グループでは、平成21年4月から平成24年3月までの3カ年に亘る中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を策定しております。

本計画では、基本方針として次の事項を定めております。

- ① トータルソリューションによる『エコと省エネ』の追求

- ② 差別化技術の創造と革新的ものづくりの推進
- ③ マーケティングの定着と市場密着型営業の徹底
- ④ グローバル戦略の展開とグループ総合力の発揮
- ⑤ 社員一人ひとりの生産性向上

本計画では、パワーエレクトロニクスとオプティカルデバイスを注力すべき事業領域と定めております。これら事業領域への経営資源の集中によって、より一層攻めの成長戦略を展開し、常に他に先行する力強いリーダーたらんとするため、スローガンを「The Powerful Leader in P&O」とし、「つねに挑戦、さらに強く」の積極精神を継続して、一層の収益力向上のため本計画を推し進めております。

### (3) コーポレート・ガバナンス強化

当社は、経営の効率化、透明性の向上及び健全性の維持を図るべく、取締役会の迅速かつ適確な意思決定と業務執行の監督機能を強化させる一方、執行役員制度の採用により機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推し進めております。さらに、CSR室及びIR室の活動を通じて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、当社では、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

## 2. 本基本方針の実現に資する特別な取組みに関する当社取締役会の考え方

当社取締役会は、上記Ⅱ1. の取組みは、当社の企業価値を向上させ、当社株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為の可能性を低減させるものであることから、本基本方針の内容に沿うものであり、かつ、当社株主共同の利益を損なうものではないと考えております。また、経営に係る基本方針、戦略及び体制強化を定め、これに対する取締役の経営責任の明確化を図っていることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## III 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下に定める内容のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、本Ⅲに記載する当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を、以下「本対応方針」といいます。

## 1. 本対応方針の対象

本対応方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、公開買付けについては、公開買付開始公告をもって買付行為といたします。）を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。

なお、本対応方針の適用を受ける買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、  
(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものと含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）  
を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、  
(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。  
各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 2. 大規模買付ルールの内容

### (1) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールでは、当社取締役会によって本対応方針が適正に運用され、かつ、恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として独立委員会を設置しております。大規模買付ルールの主な流れは以下の通りであり、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求めるものです。

- ①下記Ⅲ2.(2)に従い、大規模買付者には当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に日本語で提供していただきます。
- ②下記Ⅲ2.(3)に定める取締役会評価期間において、当社取締役会は評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案を行います。

③下記Ⅲ 3. の対応方針に従い、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合等の一定の場合には、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動もしくは発動の停止等を決定いたします。なお、下記Ⅲ 2. (5)に記載の通り、対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様に判断いただく場合もございます。

## (2) 情報の提供

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を日本語で記載・明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者から当初ご提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初ご提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会（下記Ⅲ 2. (4) 参照）から同趣旨の勧告を受けることを条件として、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで再度情報提供を求めます。

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下の通りです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者及び特別関係者を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- ⑤ 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したとき、及び大規模買付者から本必要情報の提供を受けたときは、当該大規模買付者に関する情報、大規模買付行為に関する内容につき、適用ある金融商品取引所規則に従い、適時に開示します。

### (3) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行うほか、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

### (4) 独立委員会

取締役会によって本対応方針が適正に運用され、恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者（注4）または当社社外監査役の中から当社取締役会が選任します。本対応方針を株主の皆様からご承認いただいた場合、現在の独立委員会委員が引き続き委員として就任予定です。独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載の通りです。また、独立委員会の概要は別紙2の通りです。

本対応方針においては、下記III 3. (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、下記III 3. (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合がある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、下記III 3. (1)に記載の通り大規模買付ルールを遵守している場合において例外的に対抗措置をとるとき、及び下記III 3. (2)に記載の通り大規模買付ルールを遵守しない場合において対抗措置をとるときなど、本対応方針に係る重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注4：社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

## (5) 株主意思の確認手続

取締役会評価期間満了後、当社は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続(以下「本株主総会等」といいます。)による決議によるものとします。当社取締役会は、本株主総会等を開催する場合には、当該本株主総会等の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動する、または発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、本株主総会等において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日(以下「本基準日」といいます。)を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ① 本株主総会等において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 本株主総会等による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を本株主総会等の日の3週間前の日までに発送します。
- ③ 本株主総会等の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

当社取締役会は、本株主総会等にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会等の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会等の延期もしくは中止をすることができるものとします。

## 3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える方策をとることができます。

ここで、「当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合」とは、例えば、大規模買付者が、

- (i) 次の①から④までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
  - ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合
  - ② 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノ

ウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

- ③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
  - ④ 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- (ii) 買付者の提示する当社株式の買取方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）

をいいます。

対抗措置の発動にあたり具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載の通りです。

なお、上記のように例外的に対抗措置をとるか否かの判断に際しては、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的な内容や、当該大規模買付行為が当社株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重するものとします。また、上記III 2. (5)に記載の通り、対抗措置をとるか否かの判断については、本株主総会等を開催して株主の皆様に判断していただく場合もあります。

## （2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかつた場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。さらに、上記III 2. (5)に記載の通り、当該決定については本株主総会等を開催して株主の皆様に判断していただく場合もあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3に記載の通りです。

### (3) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次の通り対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

## 4. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ 3.において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（対抗措置の発動に係る大規模買付者（特定株主グループを含みます。）を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被る事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を実施することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当た

りの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

#### イ. 株主名簿への記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日（割当の基準日が定められる場合は基準日をいいます。以下同じ。）を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

#### ロ. 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容・数等の必要事項及び株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、新株予約権 1 個当たり 1 円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権 1 個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることになります。

#### ハ. 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、割当方法、新株予約権の行使の方法及び当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本対応方針の適用開始と有効期限

当社第 94 回定時株主総会において本対応方針の継続が承認された場合には、本対応方針の有効期限は、平成 26 年 6 月 30 日までに開催される第 97 回定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社第 97 回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合は、かかる有効期限はさらに 3 年間延長され、その後も同様とします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所規則の整備等を踏まえ隨時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。また、本対応方針の有効期限内であっても、当社株主総会または取締役会において本対応方針を廃止する決議が行われた場合には、本対応方針を廃止するものとします。

なお、平成 23 年 3 月 31 日現在の大株主の状況は別紙 4 に記載の通りです。

## 6. 本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

### (1) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本対応方針は、本基本方針の考え方へ沿って設計されたものであるといえます。

### (2) 本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではないこと

上記 I で述べた通り、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方へ沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

### (3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断

に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

さらに、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止ができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以上

### 独立委員会の委員の氏名及び略歴

石 橋 博 (いしばし ひろし)

昭和23年 7月生まれ

昭和49年 4月 弁護士登録

丸の内総合法律事務所入所、現在に至る

平成10年 5月 株式会社松屋社外監査役就任、現在に至る

平成16年 6月 日本ピストンリング株式会社社外監査役就任、現在に至る

平成17年 6月 当社社外監査役就任、現在に至る

石橋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

間 島 進 吾 (まじま しんご)

昭和21年 9月生まれ

昭和50年 9月 KPMG LLP (旧 PEAT MARWICK MITCHELL & Co.)

ニューヨーク事務所 入社

平成9年 7月 同社日本関連事業部 米国北東部統括パートナー

平成16年12月 同社顧問就任

平成18年 4月 中央大学商学部教授、現在に至る

間島氏は、公認会計士資格及び米国ニューヨーク州公認会計士資格を有しております。

また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

南 敦 (みなみ あつし)

昭和33年 3月生まれ

平成 5年 4月 弁護士登録

平成13年10月 南法律特許事務所パートナー就任、現在に至る

平成19年 6月 コムシード株式会社社外監査役就任、現在に至る

南氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 独立委員会の概要

### 1. 設 置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

### 3. 任 期

独立委員会委員の任期は、第94回定時株主総会において本対応方針が承認された場合には、第97回定時株主総会終結の時までとし、第97回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、第97回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長され、以後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

### 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

### 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自らまたは第三者（当社

経営陣を含む。) の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為に該当するか否か
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報及び期限
- ③ 大規模買付者から提供された本必要情報の精査・検討
- ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ⑤ 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否か
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ⑦ 取締役会評価期間を延長するか否か
- ⑧ 対抗措置の発動の要否につき本株主総会等に諮るべきか否か
- ⑨ 対抗措置を発動・変更・停止すべきか否か
- ⑩ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑪ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

以上

## 新株予約権概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び割当て条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき当社取締役会が別途定める個数の新株予約権を新たに払込みをさせないで割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。但し、新株予約権の取得の対価として普通株式を交付する場合における当該普通株式の数の上限は、取得日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数とする。

以上

## 大株主の状況

平成23年3月31日現在の当社の大株主の状況は次の通りです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,724千株	9.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,526千株	7.84%
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	6,011千株	4.95%
ジ ュ ニ パ 一	3,000千株	2.47%
インターナショナル レクティファイアー コーポレーション	2,500千株	2.06%
日 本 興 亜 損 害 保 險 株 式 会 社	2,061千株	1.69%
ノムラ アセット マネージメント ユーカー リミテッド サブ アカウント エバーグリーン バニーズ リミテッド	1,867千株	1.53%
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	1,556千株	1.28%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 投 信 口 )	1,404千株	1.15%
フ ア ル コ ヌ	1,390千株	1.14%

- (注) 1. 当社は自己株式を4,138,777株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。  
 2. 出資比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

以 上